様式1-1

平成26 年度（ 25 年度実施分） 事務事業目的評価表

記入日　平成 26 年 10 月 30 日

1 事務事業の現状（DO）

事務事業名	No. 560903	訪問型介護予防事業	主管課名	高齢福祉課
この事務事業の位置	政策	誰もが健康で生きがいのある暮らし		
	施策	生涯健康で安心して暮らし続けられるまち	課長名	深谷　真由美
	基本事業	介護予防の推進		

(1)事業の概要

基本チェックリストから発見された介護予防支援の必要な高齢者（二次予防対象者）のうち、通所型の事業に参加が困難な高齢者に、保健師が個別訪問して生活に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施する。

(5)活動指標(事務事業の活動量を表す指標) ･･･数値は(9)

	名　称	単位
①	65歳以上の高齢者人口（各年10月1日）	人
②		
③		

その指標

(25年度に実施した具体的なこの事業のやり方、手順等)	生活機能結果に基づいて発見された要介護状態となる恐れの高い高齢者(二次予防事業対象者)に対して、保健師の訪問で介護予防支援を実施する。
26年度計画	■前年と同様 □変更あり → 変更内容

(2)対象(この事業の対象、範囲となる人、物)

６５歳以上の市民のうち介護認定を受けていない人

(6)対象指標(対象の大きさを表す指標) ･･･数値は(9)

その指標

	名　称	単位
①	第１号被保険者のうち要介護認定を受けていない人	人
②	基本チェックリストの実施者	人
③		

(3)意図(この事業によって(2)の対象をどのような状態にしたいのか)

生活機能が低下している人に「介護予防」をすすめる

(7)成果指標(意図の達成度を示す指標) ･･･数値は(9)

その指標

	名　称	単位
①	二次予防事業対象者数	人
②		
③		

(4)結果(上位基本事業の意図)

健康で安心して暮らしてもらう

(8)結果の成果指標(上位基本事業の成果指標) ･･･数値は(9)

その指標

	名　称	単位
①	事業に参加した高齢者数	人
②		
③		

(9)事務事業の各種指標の実績と見込及び目標

指標 ＼ 年度		単位	24年度実績値	25年度実績値	26年度計画値	27年度目標値	28年度目標値	29年度目標値
(5)の活動指標	①	人	8,510	8,965	9,489	9,850	10,250	10,650
	②							
	③							
(6)の対象指標	①	人	7,527	7,918	8,374	8,664	8,986	9,305
	②	人	6,259	5,661	5,862	6,065	6,290	6,514
	③							
(7)の成果指標	①	人	76.7	1,457	1,541	1,595	1,654	1,712
	②							
	③							
(8)の結果の成果指標	①	人	31	8	18	18	18	18
	②							
	③							

(10)予算費目

会計	06 介護保険特別会計（保険事業勘定）	款	04	項	01	目	01

(11)コスト

(11)コスト		年度	24年度実績値	25年度実績値	26年度計画値	27年度目標値	28年度目標値	29年度目標値
事業費 (決算又は予算額)		単位	130	19	163	163	163	17,417
A 財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	40	40	40	4,354
	県支出金	千円	0	0	20	20	20	2,177
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	その他	千円	130	19	47	47	47	5,050
	一般財源	千円	0	0	56	56	56	5,836
人件費Ｂ		千円	1,018	134	134	134	134	134
	正職員従事時間×人数	時間×人	135 × 2	18 × 2	18 × 2	18 × 2	18 × 2	18 × 2
	正職員以外の人件費	千円	0	0	0	0		
その他費用Ｃ		千円						
トータルコストA+B+C		千円	1,148	153	297	297	297	17,551
単位あたりコスト(トータルコスト/(6)の対象指標)	①	千円/　人	0	0	0	0	0	2
	②	千円/　人	0	0	0	0	0	3
	③	千円/						

様式1-2

2 環境変化と住民意見等	事務事業名	No.	560903	訪問型介護予防事業

(1)この事務事業はいつから開始したのか？	(4)事業実施上の課題、住民・議会等からの意見は？
平成20年8月 から	平成20年度からの事業であり、住民への事業内容の周知を図る。今後は、より効果的な支援を提供するための見直しが必要である。
(2)この事務事業を開始したきっかけは？ 介護保険法の一部改正に伴い、通所型の介護予防事業のみでなく、通所できない対象者に対して訪問型の事業を20年度より導入する	
(3)事務事業を取り巻く状況は開始時期や過去と比べ変化しているか？ ■変化していない □変化している → 変化した内容	

3 評価（SEE）				
目的妥当性	(1)この事務事業は法定受託事務ですか、それとも、自治事務ですか？ また、この事務事業を行う根拠や理由はなんですか？	□法定受託事務 ■自治事務	根拠法令	
				法定受託事務は(2)から(5)への記載不要、(6)から評価する
			根拠法令	介護保険法第115条の45
			この事務を行う根拠又は理由	介護予防により、高齢者が自分の住み慣れた地域で生活するための支援で介護給付費の削減を担う。
	(2)この事業の意図は結果（基本事業の意図）に結びつきますか？	■結びつく □結びつかない	理由	
	(3)対象を見直すこと（対象の拡大又は縮小）はできませんか？	□できる → □拡大 / □縮小 ■できない	内容	
	(4)意図を見直すこと（意図の追加・拡充(意図の段階は正しいか)又は絞込み）はできませんか？	□できる → □追加 / □拡充 / □絞込み ■できない	内容	
有効性	(5)この事業を廃止した場合の影響はありますか？	■影響が大きい □多少影響がある □影響はない	理由又は内容	
	(6)今以上に事業の成果を向上させることはできませんか？ ※1-(7)の成果指標を向上させることはできませんか？	■できる □できない	理由又は内容	訪問型介護予防支援にとどまらず、社会参加のための通所型支援への移行を支援していく。
	(7)類似又は関連する事業はありませんか？ また、類似事業との再編で費用対効果が向上しませんか？	□ある → □庁内事業 / □庁外事業 ■ない	類似事業名	
			類似事業との再編の可能性	□ある → 内容 □ない
効率性	(8)現在の成果水準のままで事業費を削減する方法はありませんか?(仕様や工法の変更、住民の協力など)	□ある ■ない	内容	
	(9)現状より人件費を削減する方法はありませんか？(従事時間を削減できないか？正職員以外の職員や外部委託はできないか？)	□ある ■ない	内容	
公平性	(10)受益者負担はありますか？ また、受益者負担割合は適正ですか？	□ある / ■ない → ■現状で適正 / □検討が必要 □受益者がいない	内容	

4 改革改善案（PLAN）						
(1)今後の事業の方向性	□拡大	□改善	■現状維持	□縮小	□統合	□廃止・休止
	コストの方向性	→ 維持	事業費の方向性	→ 維持	成果の方向性	→ 維持
(2)改革・改善案 ※対象、意図、手段等の見直しなど	対象者の個々の状態に合わせて適切な指導を実施し、介護予防のための支援を継続していく。					